

1 陳情に係る意見陳述

(1) 光市における弓道場の確保に関する陳情

意見陳述

○矢後会長

光市弓道連名会長、矢後雍信です。どうぞよろしくお願いたします。座ってよろしいですか。はい。

初めに、資料1を御覧ください。光丘高等学校弓道場は、航空写真の中央上部の弓道場と書いた部分にありまして、その他の学校施設と完全に分離された区画内に設けられています。下側の写真は弓道場を写したものです。

建物は、一番上、左の写真にありますように、弓を引く射場と、28m先に的を置くための小屋のみであり、このエリアには校舎側から電気と水道が引き込まれているほかは、何もありません。

射場の奥行きは、下の写真で御覧のとおり狭くて、高校生との合同の大会では運営に不便をしのぎながら行っているという状況です。

まず、陳情第1の項ですが、私たちは、この弓道場で平日夜間のみ練習を行っています。光丘高校が廃校となり使用停止となれば、たちまち私たちの活動の場がなくなってしまいます。

そこで、廃校の後も引き続いてこれまでどおりに鍵をお借りできて、電気・水道が使える状況をつくっていただきたいというのが第一のお願いであります。

光市のほうで学校のほうから引き継いでいただきたいと、高等学校のほうから引き継いでいただきたい旨、去る1月20日に能美教育長にお願いをしたところです。

学校施設でなくなれば、いつでも使えて、使い勝手が抜群に向上し、活動の幅が大きく広がります。

次に、陳情第2の項目ですが、弓道場敷地内の空き地を活用して、射場の奥行きを広げ、更衣室・トイレ・保管庫などの増設をすれば、私たちが20年前に要望書を提出した光市弓道場建設の夢がかなうと思ひ、出させていただきます。

第1項の要望が実現すれば、これまでどおりの練習は可能となりうれしいことではありますが、更衣室・トイレがないため、市内の大会や開きたいと思っている弓道場教室も開くことができません。

そこで、第2の項目の実現の前に、すぐにでもこのエリアへの更衣室・トイレの設置を強く希望します。これがかなえば、項目2の弓道場設置の実現は然るべき時期が来るまで、さらに待つことができます。

陳情の背景を、少し御説明します。資料2を御覧ください。

これは、県内13の市と2の町のデータをまとめたものです。左の欄に人口のデータを入れております。各市町の人口。真ん中の欄に山口県弓道連名の登録会員数を左側に書き、人口比と高齢者比率というのを記入してあります。一番右が山口県内の弓道場の設置状況を書いております。

この中で、右側の弓道場の数、弓道場のところを見てください。これで見ますと、光

のみがゼロとなっています。右隣のちょっと小さな文字は、その弓道場のうち公設のものが幾つあるかというのを示したものです。これで見ますと、下松市には光と同様に公設のものはありません。しかし、下松には企業の弓道場が2つあり、一般に開放されており、弓道教室なども開かれております。

中央部分の薄く網掛けになっているかと思いますが、人口比と書いてあるところを見てください。これは、左側の会員数とその左、各市町の人口の20歳以上の人口、成人人口です。それとの比率、パーセントを計算したものであります。

中で、白抜きの光市のところは0.041%と、そのほかのところは、全て0.1前後ないしはそれ以上、高いのに対しても、中小市の間の比較では、その他が倍以上あるのに対して光は異様に少ないということで0.041と低い数字になっています。

この理由としまして、各市町では弓道教室を毎年行っております。弓道教室を行ったとしても、定着する人は一、二割というふうに低い定着率ではあるようではありますが、その長年の積み重ねがこのような大きな差になったものだというふうに思います。私たちも、場所さえあればこういうふうにはできるんだがなど、悔しい思いでおります。

この表の中で、真ん中で高齢者比率も書いていますが、各弓道連名、会員のうちの60歳以上の高齢者が平均で35.6%と、こういう武道とかスポーツにしては、高齢者の比率が非常に高いということが分かるかと思えます。

次に、資料3を御覧ください。

これは弓道人口、15年間の推移を示したものです。右肩上がりで上昇しています。一番下は、光市の会員推移であり、経験者の掘り起こしなどで10名ぐらいから26名まで上がったんですが、平成22年に武田薬品の小さな弓道場が撤去され、練習も光丘高校での平日の夜間のみとなってから減少に転じ、20名を切るようになってしまいました。

右側のグラフを見てください。高校生の部活動について調べてみました。

このグラフによりますと、この12年間で柔道、剣道は大幅に部員が低下しているようです。下のほうに下がった線のほうに柔道、剣道があります。

弓道は、反面、これは全国のデータで計算してみますと、1.09ということで、上位1よりも増えているということで、高校生の部活では非常に人気があるというふうに言えると思います。

一番下の表は、光市内の2つの高等学校のデータです。どちらの学校も上昇傾向であって、人気があると言えらると思います。

この中で、この光丘高校の生徒は、平成29年に女子生徒2名がえひめ国体に参加して活躍しました。そういうふうなこともありました。

ほかの武道とちょっと対比するために、データはつけておりませんが、オリンピック種目でもある柔道について、全日本柔道連名のホームページを見てみました。そうすると、この15年間で登録会員数は75%にまで低下しているようです。剣道についても少子化の影響で、行っている子供たちの数が大幅に減少しているようです。

これらのことから、弓道は、もはやマイナーではなく、高齢者会員も多い人気の武道であり、スポーツであると言えます。

私たちは、自分たちで楽しむのみでなく、生涯スポーツとしても適しているこの弓道

の面白さ、よさを多くの人に知っていただき、仲間を増やし、日本固有の伝統文化としての弓道の継承と普及に役立ちたいと願っています。

今の弓道場が継続して使用できて、加えて更衣室・トイレを設けていただけると、項目1と2の折衷となりますが、教室を開くなどで、今、申し上げたこのような活動はできます。

何卒、御支援くださいますように、よろしく願いをいたします。

以上です。

2 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第 50 号 光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：国広文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

議案第 50 号の光市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑をします。

今、説明があった 40 ページの第 11 条の新条文における中核市、これは山口県 13 市内においては、どの市が該当するのでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

山口県内では、下関市が該当ということになります。

以上です。

○田邊委員

下関が中核市であると。中核市の長が行う研修で光市でも認定資格を得られて、実施主体が拡大できるということの趣旨は分かりました。

続きまして、現在の光市における放課後児童支援員認定資格の有資格者について、どんな資格区分になるのか、また、この資格は、いわゆる技能講習みたいなものなのかというところが知りたいと、お願いしたい。

長が行う研修ということなんですけど、その辺りのことをお願いしたい。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

現在のサンホームにおける有資格者の数でございます。今の支援員、指導員の全体の総数は 48 名でございます。有資格者につきましては 31 名ということで、それ以外の方が補助者ということになりますが、現在 17 名ということでございます。

また、この資格については、国家試験というような形ではございませんで、厚労省の放課後児童支援員等研修事業実施要項に基づき、実施主体、山口県でいいますと県知事が行っておるという研修になります。

以上です。

○田邊委員

さっき、ちょっとあったんですけど、県知事が行うというところなんですけど、政令指定都市と中核市の長が行うというところなんですけど、執行部、もう一度、県知事だけではないということですか。それとも中核市の長が、いわゆる下関の市長さんが研修

を行うという形で理解してよろしいんですか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

条例改正後、中核市の長も実施主体となりますので、下関の市長も実施主体の長ということに変更になろうかと思えます。

○田邊委員

その資格取得に係る費用なり、その実習時間、こういったものの流れを教えてくださいなんですけど、よろしくお願いします。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

研修に係る費用につきましては、現在、山口県が実施主体ということで、県知事が主体ということで行っておりまして、そちらのほうに光市も参加をしております。

1名当たり、資料代ということで1,100円の資料代を、市のほうから支出をしているというところがございます。

○田邊委員

費用は分かったんですけど、実習時間をお願いします。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

研修におきましては、4日間の研修というカリキュラムになっておりまして、1日6時間の研修時間の掛ける4日間という形の研修時間になっております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。今の、費用と時間というのも分かって、そういった研修を誰が行うかというのも分かりました。

今後、光市においてのこの有資格者、これは増やしていくのかどうかというところをお願いしたい。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

資格研修を有する方については、個別に教育委員会のほうから受講の勧奨のほうは今でも行っている状況でございます。これは、これからも継続で個別の勧奨は行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○田邊委員

最後、個別の勧奨のやり方をお願いしたいと。個別の勧奨の具体的なところ、そういった募集をかけるとかそういったもののところをお願いします。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

個別の勸奨ということになりますので、この研修の資格がある方、個人に直接当たって、研修を受けませんかというような形で個別の勸奨を行っているということでございます。

○田邊委員

分かりました。

納得しましたので、以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第 42 号 令和 2 年度光市一般会計補正予算（第 3 号）（教育委員会所管分）

説 明：升教育総務課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

おはようございます。タブレット型コンピュータ端末とLTE通信を使つての学習の導入については、今、経緯も含めておおむね了解いたしました。

これらについては、やはり教員の方々が使いこなせてこそ、その価値があるといえると思います。今の時点で教員の方々が、それに精通しているというのも、なかなか難しい話かと思つたので、当然のことながら、研修、勉強が必要になるかと思つたけれども、これはもう早急な対応が必要なことかと思つた。どのように考えておられるかお伺いします。

○河本学校教育課長

おはようございます。それでは、教員のICTに関する研修に関するお答えをさせていただきます。

ICTの活用につきましては、個別最適化された教育を実現していくため、このICTを道具として教職員が使いこなせるようにする、これが急務であると考えております。

そこで、本会議においてもお示ししておりますが、導入前に本市の中で研究組織を立ち上げまして、活用に関する先導的な研究に取り組むこととしております。

具体的には、そこでは4つの柱を準備しております。

1点目がICTを活用した授業づくりに関する研修、2点目がプログラミング教育を推進していくための研修、3点目が有効な教育コンテンツの収集とその活用方法に関する

る研修、4点目がICTによる校務の効率化に係る研修、この4つの柱を中心に研究に取り組みまして、その成果を情報教育担当者会議、さらに校内研修の場で周知を図り、共有を進めていきたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

大変重要なところだと思いますので、しっかりと進めていただければと思います。了解いたしました。

タブレット型コンピュータということですが、コンピュータはコンピュータですので、これ自体、ネットに接続をして使うということになると思うんですけども、接続制限が、当然ある程度かけられることが前提かなとは思いますが、情報機器を使うという点においての入り口といえましょうし、情報リテラシー教育、当然、必要になってくると思います。ネット上での情報との付き合い方というか、価値の判断の仕方とかということもあるかと思えます。

加えて、著作権であるとか肖像権であるとか、発信も含めたときには、そういうことも関わってくるかと思えます。また、余り考えたくはないですけど、ヘイト情報の問題であるとかバッシング、いろんなことがマイナスの面でも考えられます。

これらについても、同時に子供たちも学ぶ必要があるかと思うんですけども、その辺りについてはどのように考えるか、お伺いします。

○河本学校教育課長

情報リテラシー、情報モラル教育に関する御質問です。

委員がお示しのとおり、いろんな分野、いろんな世界の中で課題問題が続出している、そんな状況が確かにございます。

今回の新学習指導要領の中におきましても、情報活用能力、これは学びの基盤として大変重視すべき力であるというふうに示されておりますし、その結果、既に道徳、あと社会科、技術家庭科、この辺りでは、この情報活用能力を高めていく教育課程が、既に実践されております。

その中で、特に情報倫理の内容と情報安全に関わる内容、それから御指摘がありましたメディアリテラシーに関する内容、これらも全て含まれております。

これらの学習を進めていく際には、やはり情報の光の部分と、あと闇、影の部分、この両面を常に考えながら授業づくり、学習に取り組みせる必要があろうかと思っております。

情報化の進展によりまして、確かに生活はよくなり、利便性も高まっておりますが、ただ、その情報の信頼性とか信憑性の問題、あと委員がお示しいただきましたけれども個人情報、あと著作権の保護、さらにはコンピュータ犯罪、コンピュータセキュリティ、マスメディアの社会への対応、この辺りを含めて、子供たちがどのように捉えて、どう対処すべきなのかというところ、つまり心構えの部分の部分をしっかりと押さえさせるとともに、あと、単なる情報の受け手ではなくて、情報を発信する側にも立つことがある

んだと、この立場の違いもしっかり押さえた上で教育活動に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、教職員も、今後オンライン授業を提供したり動画配信を行ったりする、そういう状況が増えていこうかと思えます。その際にもガイドライン、あとセキュリティーポリシー、あと著作権、この辺りの法令をしっかりと遵守しまして、不適切な情報発信がないよう、情報リテラシー教育のさらなる充実に努めていきたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

大変難しいというか、内容的にも、かなりボリュームのあることになってしまいますので、教員の方々、大変かと思えますけれども、できるだけ子供たちの成長段階に配慮しながら、その辺りを進めていただければと思います。ありがとうございました。

○田邊委員

12 ページをお願いします。12 ページの説明で、3か月分で補正予算を上げたところで、これは3か月分が約2,000万円ということで、いわゆる1年では8,000万円という考え方でいいんですか。

来年度の当初では8,000万円も、リースで5年ということで、全体で約4億5,000万円の3,271台整備するという形なんですけど、そこから入りたいと。お願いしたい。

○升教育総務課長

通信運搬費のお尋ねでございます。

3か月分ということで、このたび、約2,000万円の小中学校費を合わせて計上しております。

委員お示しのとおり、こちらの5年のリース総額は60月で割って均等に支払っていくということでございますので、来年は12か月分を計上するという予定でございます。以上でございます。

○田邊委員

分かりました。それで、このギガスクール構想は、文科省の、令和時代のスタンダードとして学校のICT化の環境を整備し、全ての子供に1人1台という形で、昨年12月19日にさっきも出てきた、いろいろな言葉なんですけれども、子供たち1人1人の個別最適化というところが重要となると思うんですけれども、その後にコロナの関係で、4月30日付の事務連絡で、令和2年度補正予算が国の補正予算で端末を1人1台、これを前倒しするというところも、さっきも説明がありましたので、この絡みというところは分かります。

当初は5か年計画であったのが、いわゆるコロナで早期にやろうということなんですけれども、説明でもありました、LTE方式に変更したとありますけれども、当初はLTEじゃなかったと。そこの、再度検討をした結果というところのあたりを、もう少し

詳しく教えてほしいんですけど。経費なども含めて、LTE方式にしたからこうなったよというところが知りたいんですけど、お願いします。

○升教育総務課長

LTE方式に変更したというその理由と、経費も含めてというお尋ねであろうかと思えます。

説明でも先ほど申し上げましたように、3月補正の御議決を頂いた時点から、新型コロナウイルス感染症の拡大、それによって子供たちの学びの保障が急務となった、また、ギガスクール構想の加速化、国の補助金が減額といったような大きな変化がございましたので、これについて対応するというので、再度、検討をしてみました。

経費の面で申し上げますと、先ほどから申し上げていますように国の補助金、これが大幅に減額をされたことから、校内LAN整備工事、これはWi-Fiをする予定でございましたけれども、こちらの仕様を見直し、再検討を行いました。

また、学校の臨時休業などの緊急時に子供たちの学びを保障するため、家庭学習にすぐに活用できるというメリットを持つLTE方式、こちらについても、事業者に新たな提案を求めまして再検討を行いました。

その結果、この両案とも補正予算時の事業費と比較すると圧縮をしたところでございます。

また、今後の少子化の傾向、校内LANの更新費用等を踏まえて、この両案の経費を10年間というスパンで比較をすると、その差はほとんど生じてこないということで見込みました。

こうしたことから、子供たちの学校内外での学びが深まり、有事の際も子供たちの学びの保障が可能となるLTE方式を採用したところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。LTEのほうの採用は分かりましたけど、国のほうのギガスクール構想の実現で、当初の事業概要は、校内LANの整備に加えて電源キャビネットを整備するというところで、事業スキームが補助割合2分の1でしたが、これは、当時と変わっていないんですか、ここのあたりは同じなんです。

○升教育総務課長

事業のスキームのお話でございますが、スキームは変わっておりません。

以上でございます。

○田邊委員

そっちのLANのほうは分かりました。

児童1人当たりの端末整備、これについてのスキームもありました。これも定額1人4万5,000円というところも変わってないですか。

○升教育総務課長

端末のスキームにつきましても、変更はございません。
以上でございます。

○田邊委員

分かりました。その辺りは理解しました。

それで、校内LAN整備、これを一部行うとのことですが、このスケジュールなどがあれば教えてほしいというところ、お願いします。

○升教育総務課長

校内LAN整備のスケジュールのお尋ねでございます。

このたびLTE方式に変更したことによりまして、校内LAN整備につきましては、職員室へのアクセスポイント設置のみとなります。

これは、先ほども申し上げましたが、臨時休業等が再び発生することを想定し、教員が職員室でWi-Fiを活用できるように整備するためのものがございます。

また、スケジュールでございますが、端末のリース、こちらを令和3年1月からと考えておりますので、年内に完工するよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

それと、もう一点。国のほうの支援メニューなんですが、ネットワーク、ここに書いてあるのは、学習者用のコンピュータが3クラスで、1クラス分は地方財政措置の対象となっておりますが、ここも変わっていないんですか、この支援メニューについては。

○升教育総務課長

委員、お示しは教育のICT化に向けた環境整備の計画のことだろうと思えますけれども、そちらの財政措置額につきましては変更ございません。

以上です。

○田邊委員

分かりました。補正予算のほうの質問は終わります。

あと、学教のほうにちょっと聞きたいんですけど。

○委員長

予算ですか。

○田邊委員

関係ある。

○委員長

予算ですね。

○田邊委員

予算に関係あることでちょっと聞きたいんですが、今、いきなり新学習指導要領なり、またSociety5.0、こういったものは2016年1月の閣議決定で、第5期科学技術基本計画ということなんですけど、また、その時代に生きる子供たちにパソコン1人1台整備ということなんですけど、そして、それからまたギガスクール構想が出てきたと。

こういったものが、いろいろ出てきた中で、私たち委員としても、教育のイメージ、このギガスクールに関係するものなんで、ちょっとここで質問したいんですけど、ちょっと分かりやすく、私たちが教室に視察に行った場合、どんな形で子供たちが授業をしているかというところを、ちょっと今後の整備に当たって、イメージが欲しいというところが最後の質問なんですけれども、お願いします。

○河本学校教育課長

委員がお示しのとおり、一気にこの情報化の波が、流れが寄ってきたような感じを持っております。ただ、この1人1台の端末が、もし子供の手が届いた場合、明らかに学びは変容していきたくらうと捉えています。

例えば問題解決的な学習、今、現場では盛んに行われていますが、この問題解決的な学習場面におきましては、インターネットに接続することで、多様な情報を取ることができます。つまり、多種多様な教材と出会うことができるということです。

続いて、今後は授業だけではなくて授業の外側です。大きく視野を広げると、例えば海外の学校との通信が可能となったりとか、社会の様々なところで御活躍されている方々とオンライン会議システム等をつながって、直接指導を受けさせていただくとか、言葉を変えると多様な人材との出会い、これが可能になろうかと思っております。

最後にもう一点、これは本会議でもお示ししておりますが、学校でも家庭でも、自分の学習進度に合わせて学習が進められる、そのときAIが状況を把握して、その子に応じた課題を振ってくるというふうな繰り返し学習においても、この1人1台端末は有効に働くであろうと考えておりますので、これは言い換えますと、多様な体験、経験を積むことができる。教材、人材、経験、この3点から、非常に大きな学習の成果が、今、期待されています。

このように、学習端末1人1台化が実現されることで、時や場所、状況を選ぶことなく、個別に個に応じた学習ができますので、これこそが誰一人取り残すことのない公平に、個別最適化された学びにつながるものと考えております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。補正予算を組むに当たって、そういった考えが教育総務と学教のほう

でもあるという形で、今後、長期間の取組みが必要であると思うので、よろしくお願ひ
します。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲山委員

本日、陳情について説明を受けました。その点について、ここで聞かせていただきたい
と思います。

弓道連盟から、市内における、光市における弓道場確保に関する陳情というものであ
りました。

この説明に対しての質問の中で確認をしたところ、これまでに弓道連盟と教育委員会
の間でお話合いが、既にこれまで経緯があるという話でございました。どのような内容
であったというふうに捉えていらっしゃるかお伺いしてもよろしいでしょうか。

○村崎体育課長

おはようございます。弓道連盟さんとは、以前からいろいろと、その弓道場の件につ
きましてはお話を伺っております。

御承知のとおり、光市には公設の弓道場がなく、以前は企業、それから光警察署のほ
うに弓道場があったということですが、今は光丘高校の弓道場を学校の御好意
として定期的に借用されているということをお伺いしております。

現在、そのことで今後の継続的な使用について、教育委員会のほうへもお話をいた
だいておりますが、現在、まだ高校のほうは在校生がおりまして、当然、部活動も行って
おります。県のほうの施設の今後の在り方については、まだ、ほとんど未定な部分があ
りますので、現実的な継続についてのお話については、まだ詳しくはできていないと
いうのが現状でございます。

以上です。

○仲山委員

ということは、分かりました。そのような話を話し合われてきたということですね。
了解いたしました。

あと3点、質問させていただきます。

一般質問での答弁の中にごございました休業中も学びを止めないための学習継続計画に
ついてですけれども、これは既につくられているのか、これからつくっていかれるのか、

どのような段階でありましょうか。

○河本学校教育課長

学びの継続計画に関する質問でございました。

この学びの継続計画、これは、そもそも国の中央教育審議会初等中等教育分科会の部会の中で、次にまた、こういう臨時休業が起きた際に、どのようにすれば学びが保障できるのかという観点から提案された内容です。ですから、決して正式に名前が通ったわけでもなく、内容も決定されたものでもありません。

ただ、内容を見ますと、臨時休業の際の留意点とか、その際に気をつけておくべき内容等が示唆されておりますので、参考になるところが多くございました。

ですので、本市におきましては各校で、今、つくられているガイドラインの中に、この学びの継続計画の要素を、今後ちりばめていきたいというふうに考えております。

以上です。

○仲山委員

了解いたしました。学習というか学校教育に関しての業務継続計画、教育における継続計画という意味なんだろうなと思っておりまして、それが各市で、単市である程度つくられるというようなことがあるのかどうかということは、ちょっと気になっておりましたんでお伺いさせていただきました。

大体、内容的には了解いたしましたので、次に行きます。

サンホームの件であります。

休業中のサンホームについて、個人的には大変助かったというような声も聞いておりますし、おおむね何とか乗り切ったような印象としては捉えているんですけども、実際、それぞれのサンホームによって、状況は様々であったかと思えます。再び長期休業せざるを得ないという状況になったときのために、今回のことを取りまとめ、改善を期していただきたいとこだと思うんですけども、この間の振り返りとして、課題や苦慮した点等ございましたらお伺いしたいと思えます。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

このたびの学校の休業につきまして、3月の初旬から5月の下旬までということで、非常に長期の学校の休業に連動したものがサンホームの開所とか開所時間とかということになろうかと思えます。

まず、業務の中で追加の業務ということは、今回のコロナ対策として当然のことではありますが、1日2回の児童の検温、それから児童が使用したおもちゃ、机、椅子等の定期的な消毒、こういったところが追加で入ってきた業務ということでございます。

また、先ほども申しましたが、このたびの学校の休業は長期にわたりましたので、サンホームの開所時間、こちらのほうが、朝の8時から最大でいきますと夜の7時までということで、非常に長時間に及ぶ開所時間が長期間にわたったところがございます。職員の勤務時間の延長が、大きな課題ではなかったかというふうに思います。

しかしながら、4月20日から午前中の時間、学校の教員の方の応援を頂きながら、サンホームのほうに教員の方に入っただき、サンホームを運営したというところがございます。

それから、5月の11日からは、今度は、午前中は学校のほうで児童のほうを見ていただいて、午後からサンホームを開けると、児童を預かるという体制を取って、サンホームのほうを運営してまいりました。

学校との連携も、非常にこの期間、円滑であったため、これらの問題解決を迅速に図ることができたのではないかと思います。

また、教育委員会においても、朝の8時から夜の7時までの開所時間ということで、サンホームの職員のお昼休みを取る時間も当然必要になってくるということがございましたので、シルバー人材センターの会員さんを雇用して、短時間ではございますけれども、2時間から3時間雇用しまして、サンホームの職員のお昼休みの確保というところを図ってきたというところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

大変上手に乗り切ったかなというような話だったかと思えます。

ということは、職員の方々に、特に負荷が大きくかかって体調を崩されたりとか、そういうことが起きるような事態は避けられたというふうな感じだったんでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

現状のところ、そういった勤務の超過等により退職をされたというようなことはございません。

以上です。

○仲山委員

幸いであったと思えます。ぜひ、次のときのために、生かせる点についてはしっかりと生かして準備をしていただければと思います。

最後に、先日、報道で光井小学校の教職員が、広島県の青少年健全育成条例違反の疑いで逮捕されたということが伝えられておりました。

この件につきまして、状況や事情をお伺いできればと思います。また、この件についてですけれども、学校の子供たちへの配慮、ケアについてはどのように対処されているかも、併せてお伺いします。

○河本学校教育課長

事件の概要等につきましては、警察の報道発表以上のものは入っておりませんので、その報道発表に沿ってお伝えしたいと思います。併せて、子供の心のケア、あと保護者への対応につきましてお答えしたいと思います。

まず逮捕容疑ですが、委員お示しのとおり、広島県青少年健全育成条例違反の疑いで

す。

続いて内容につきましては、平成 31 年 4 月 27 日及び令和 2 年 2 月 2 日、広島県廿日市内の宿泊施設や路上に駐車中の普通乗用車内にて、被害少女が 18 歳未満と知りながら、いかがわしい行為をしたものとなっております。

これ以上の情報等はありませんので、以上になります。

さらに、その事案を受けましての対応ですが、報道発表のあった当日 6 月 10 日 19 時から、光井小学校におきまして第 3 学年、対象学年の保護者を集めまして、緊急の保護者会を実施いたしました。緊急保護者会実施後、全校の保護者へメールにて概要をお伝えしております。

続いて翌日 6 月 11 日、子供の発達段階に応じまして、具体的に言いますと該当学年、低学年、高学年、この 3 つのグループに分けまして、校長から概要の説明、あとメッセージを子供たちに伝えております。

さらに、子供の心のケアを第一にすべきだと考えましたので、すぐにスクールカウンセラーを緊急派遣、さらに常駐させました。期間は 3 日間の常駐になりましたが、その 3 日間で該当学年の児童に対して個別に面談をスクールカウンセラーが行っております。

該当学年全ての個別面談、聞き取りが終わった後、その後、スクールカウンセラーの判断ですが、子供たちが日常に戻ろうとしている状況の中で事件関係者に当たるものがあったら、その子供たちの動きを止めてしまうという観点から、スクールカウンセラーの常駐は 3 日間で終了しました。

ただ今後、子供たちの状況がどう動くかわかりませんので、スクールカウンセラーの緊急派遣、さらにはスクールソーシャルワーカーの緊急派遣の体制も整えておるところです。

以上です。

○仲山委員

デリケートなことだと思います。注意深く慎重に対応していただければと思います。

以上です。

○田邊委員

今の件なんですけど、その再発防止の対策をお願いします。このたびの報道に関する再発防止対策について。

○河本学校教育課長

今回の件を受けまして、その翌日になりますが、臨時の校長集会を開かせていただきました。

その席で綱紀保持に関する内容の徹底を示唆したところではありますが、その綱紀保持の研修の充実とともに、あと、学校内、職員室内でのコミュニケーション、同僚性を高めていって、それを基盤、それを土台とした人間、同僚関係づくりも努めてほしいと。

さらにコミュニティ・スクールの力も大いにお借りしながら、多くの視点で教職員な

り子供たちなり、多くの目で見守っていく体制をつくってほしい、そういう形で指導を、支援を行ったところでございます。

以上です。

○田邊委員

よろしく申し上げます。

○林委員

私からは、学校給食についてお尋ねをいたします。

食は命の源であります。学校が始まり、通常の運営に近づきつつありますが、学校生活も3密の回避や手洗いの徹底、教室の換気、配席の工夫、そして授業の進め方など、多くの制約がある中、工夫して進められておられると思います。

学校給食を提供するにあたり、給食センターでは新型コロナウイルス感染症防止対策のお取組みをされていると思いますがいかがでしょうか。お伺いいたします。

○清水学校給食センター所長

皆さん、こんにちは。給食センターでは、3か月に及ぶ長い休業を経て、ようやく市内16校、約3,700食の給食調理を再開することが、現在できております。

給食センターとしては、これまでも増して職員、調理員、当然、家族も含めて衛生管理、また体調管理についてのチェックに努めているところでございます。

また、施設といたしましては、新型コロナ感染症防止対策といたしまして、2月以降、市のほかの施設同様職員等の出入口に手指消毒用の消毒液を配置するとともに、給食の食材等をお持ちいただく業者さんについても、搬入口に消毒薬を配置して、手指の消毒等をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○林委員

しっかりと取り組んでおられること、大変安心いたしました。

また、学校給食が始まって3週間が経過しておりますけれども、給食を通じて子供たちの変化といいますか、気づきがあればお示しいただきたいと思います。

○清水学校給食センター所長

学校給食が再開して3週間程度となりますけれども、その実施した上での感覚ではございますが、前年同時期、今年の6月に比べて、給食については若干残食が多いように感じております。

御存じのとおり、3か月の長期にわたる長期休業ということで、休暇中の家庭での生活のリズムから学校での生活のリズムへ体が追いついていないものがあるのかなと思ったり、また、学校が始まる時期と同じくして気温が上昇したというところで、食欲自体も落ちているのではないかというところで考えております。

新たな生活様式の中で、学校生活に慣れて、早く生活のリズムを取り戻して、給食をしっかりと食べていただけたらと思いながら、給食センター職員一同、給食を提供させていただいております。

以上でございます。

○林委員

ちょっと前後しますけれど、学校での給食における新型コロナウイルス感染対策といたしまして、お取組みなど何かお聞きしておられますでしょうか。

○清水学校給食センター所長

学校給食の時間につきましては、各学校で様々な工夫をさせていただいております。

たまたま先日、市内の学校にお邪魔した際、拝見をいたしました例では、給食当番とそれ以外の児童生徒の役割や待機のエリアを明確に分けていたりとか、喫食中の会話の制限、また食べ終えた食器の返却時には、児童生徒同士の擦れ違いを防止するための一方通行での返却経路の設定など、各学校、様々な工夫をさせていただいております。

以上でございます。

○林委員

感染症予防に対して、真剣にお取組みもされていること、大変うれしく思っております。

先ほどもいろいろと申しましたけれど、新型コロナウイルス感染防止のために、児童生徒の皆さんは、現在、大きな声も出せず、思い切り運動場で走り回ることも我慢している状況であると拝察いたします。

お食事のとき、みんなでおいしいねと、早く笑顔で言えるような状況になるよう、心から願っておるわけですが、今後とも食で元気を上げていただきたい、またそういう点で、いろいろ先ほどからお尋ねするに、大変御配慮いただいておりますが、今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございました。終わります。

○岸本委員

質問ではなくて、私の気づきを述べさせていただきたいんですけど、私、毎朝、交差点で交通立哨をさせていただいております。

そして、授業が始まりまして、子供たち、非常に元気がなかったんです。今までは、休みまでは大きな声で「おはようございます」って言った男の子が、全然挨拶しなくなった。ずっと心配していたけど、今日、今朝、ようやく、元のように「おはようございます」っていう元気のいい挨拶が返ってきました。

大体 20 人ぐらい通りますんですけど、ほとんど子供たちが、元の姿に戻ったと思いますので、先生方の御指導もあったと思います。これからもよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長

岸本委員、所管事務調査ですので、一応、質問、回答、その上で持論を述べるような形を取っていただけると、委員長として大変助かります。

○岸本委員

すいません。気をつけます。

○田邊委員

これ大事な問題なんですけど、教科書採択の問題。来年度から使用する中学校の教科書、この見本の展示会を県下 35 か所で行っているんですけど、この教科書の問題は、児童生徒が学校の授業で、また家庭で学習活動においても必ず用いることとなる、極めて公平性の高いものであり、その採択はいかなる疑惑の目も向けられることがないよう、高い公平性、透明性が確保されないといけないと。

そういったところで、来年度からの中学校の教科書採択、この流れをお願いしたい。お願いします。

○河本学校教育課長

教科用図書採択に関する流れについてお答えします。

教科用図書の採択につきましては、基本的に検定、採択、使用開始という流れを取っていきます。

検定というものは、文部科学省による調査研究を指します。この検定を通過した教科書、これに限りまして検定本というふうに呼んでおります。この検定本の採択は、基本的に4年に1回行われることとなっております。

この検定本に関してですけれども、採択権者が委嘱します教科用図書調査研究委員会という組織があるんですが、この調査委員会での検定本の調査研究が進められまして、その内容を基にしながら、採択権者が採択を行うという流れです。

採択権者といいますと、市町立小中学校におきましては、その学校を設置する市町教育委員会となっておりますので、本市におきましては、光市教育委員会最終的には採択が行われることになっております。

ですから、本市では、光市教育委員会が委嘱をした研究調査チームで、今後、検定本の研究がなされて、それを基にしながら最終的には教育委員会で採択が行われるという流れになります。

以上です。

○田邊委員

分かりました。教科書の選定、これを光市教育委員会で行うと、教育委員によって行うという形であるということなんですけど、この採択に係る会議、これを傍聴ができないというのが全国的な流れなんですけど、このことについての考えを教えてください。

○河本学校教育課長

教科用図書の採択に関する業務につきましては、本当に委員がお示しのとおり、公正かつ公平に行うべきものであると考えております。

実際、公正かつ公平に行うべく、外部のあらゆる働きかけ等に左右されることがあってはなりませんし、とにかく静ひつな環境、静かな環境の中で採択権者の判断と責任におきまして、適切に行われるように努めているところです。

この考えのもと、全県的にこの採択に関する協議につきましては非公開ということになっておるところであります。

ただ、採択に関わります議事録、各協議会の議事録や、あと採択一覧、選定理由、その他等々につきまして、情報公開を行うことで説明責任を果たすという形を取っておるところであります。

以上です。

○田邊委員

分かりました。教育に政治介入、そういったものは介入してはいけないというところが基本なんで、教科書の採択の部分では、毎回そういった問題が出てくると。光市において出てきたらいけないと私は思うわけで、極めて公平性の高いものであるので、その採択、この疑惑の目がないように、公平性、透明性が担保されるようにお願いします。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

3 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第 42 号 令和 2 年度光市一般会計補正予算（第 3 号）（政策企画部所管分）

説 明：山岡財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲山委員

よろしく申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響で、予定されていたイベントや事業等について、中止や延期、または進め方を考えざるを得ないものが出てきているかと思えます。4点ばかり聞かせていただきます。

シティプロモーションや移住定住事業などを含めて、まちぐるみウエディングであるとか出会いの場創出促進事業であるとか、そういったものについてどうであるか、まずお伺いします。

○佐々木企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

それでは、シティプロモーションや移住定住促進事業への新型コロナウイルスの影響はという御質問でございます。

本年度実施を予定しておりましたシティプロモーション推進事業のうち、シティプロモーション推進交付金事業と魅力発信動画の募集について、今年度の事業展開は見送ることとしたところでございます。

このシティプロモーション推進交付金事業では、まちぐるみ結婚式の開催と海の魅力を発信する日帰り体験ツアーの開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、新しい生活様式、身体的距離の確保や3つの密の回避等の暮らしが求められる現状において、本市のシティプロモーション活動の考え方でもございます、おせっかいですとか人の優しさや温かさ、絆やつながりといったことを体現していくことが非常に困難であることから、今年度の事業展開は見送ることとしたところでございます。

また魅力発信動画の募集につきましては、本市におけるイベント等の中止決定ですとか、小中学校の夏季休業の期間の縮小のほか、市内事業所の営業時間の短縮など、新型

コロナウイルスの影響があらゆる場面に生じておりまして、現在のまちの姿が本来の光市の姿とは言い難い状況で、現状の自然資源や施設を舞台とした動画を募集して、まちの魅力を発信するタイミングとしてはふさわしくないのではないかというふうに考えましたので、今年度の募集については見送ることといたしました。

また、移住定住施策につきましては、毎年、東京で開催しておりましたふるさと光の会につきましては、先般行われた役員会において、今年度の総会、交流会の中止が決定されたところでございます。

また、移住定住の促進のため、東京で開催される移住相談会への出展を計画しておりましたが、こうした状況でございますので、現時点では出張を見合わせておるような状況でございます。

また、委員から例示のございました出会いの場創出促進事業につきましては、婚活イベントを主催する団体等に事業の実施が委ねられておりますが、今の状況を踏まえまして、現時点では申請事業がないような状況でございます。

このほか、新規事業となります光U J I ターン滞在費補助金や婚活応援補助金の制度の創設を計画しておりましたが、現時点で見合わせており、今後の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

まことに残念ではありますが、致し方ない事情、よく分かりました。

次に、国勢調査も本年は行われる年ということでもありますけれども、この調査も影響が考えられると思うんですが、どんな状態でしょうか。

○佐々木企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

国勢調査の実施につきましては、10月1日を調査期日として実施するとされておりますが、その準備に既に影響が出てきておりまして、全国各地においては、調査員の募集活動に支障を来しております。

幸い本市におきましては、予定の人員の確保に向けて現在調整中ではございますが、おおむね確保できており、国ではこうした全国の状況を踏まえて、調査員名簿の提出を3週間延期すると発表したところでございます。

また、実際の調査におきましても、調査書類の受渡しに際して、調査員が全ての世帯、訪問をいたしますが、原則としてインターホン越しや距離を保った状態で説明を行い、調査書類はポストなどに入れて配布する対応が見込まれております。

また、調査票の回収につきましては、訪問を約束している場合を除いて、原則インターネットを活用した回答または郵送提出する非接触の調査方法の導入が予定されていると総務省から通知があったところでございます。

このように様々な影響が出てきているところではございますが、国の基幹統計調査でございますので、国や県の指示に従って、市民の皆さんやお願いする調査員の方にとって、安心できる調査となるよう体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

光市においては、おおむね実施が何とかかなりそうだとということだと聞きました。了解いたしました。

次に、多文化共生に関するセミナーというのも上がっております。これも影響があるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○佐々木企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

多文化共生事業は、地域住民に対して外国人に伝わりやすい易しい日本語の紹介や外国人の日本語習得を支援するボランティア人材の掘り起こしのために、セミナーの開催を計画しております。

本事業は山口県国際交流協会との共催であることから、協会との調整を進め、セミナーにつきましては、3つの密を避ける会場の選定のほか、実施回数や参加人数の制限など、開催の在り方について現在調整、検討を進めておるところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

現在のような状況であれば可能かなとも思いますが、十分に注意をして進められることと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、確認が1点ですけれども、第3次総合計画策定のためのまちづくり市民協議会、これも今年からだったと思います。重要な計画策定ですが影響があるのではないかと心配しております。いかがでしょうか。

○佐々木企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

まちづくり市民協議会は、前年度で委員の任期が満了したことから、今年度、新たに第7期となりますまちづくり市民協議会を組織するため、広報の5月号において市民委員の公募を行うとともに、現在、委員の選定について調整をしておるところでございます。

委員の委嘱と第1回目の会議は8月の下旬を想定しておりまして、現時点で協議会の運営に直接新型コロナウイルス感染症の影響はございませんが、今後の会議に際して手洗いや、咳エチケットについて、参加者に御協力を頂くことはもちろん、3つの密が重ならないようにするため、会場については1人当たりの専有面積が4m²を満たすように調整し、換気に気をつけるなど感染予防対策を行った上で実施したいと考えておりますが、状況に変化があれば、その都度対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

現時点では、配慮というか対策をした上で実施の予定ということで、理解しました。

あと1点だけお願いいたします。新型コロナウイルス感染症防止策に対応して、オンライン会議や在宅勤務など、通信手段の活用について試みられたと聞いております。

情報環境の整備や情報のセキュリティーのことなどを考えると、難しい点も多かったのではないかと思います。実施の状況と今後の活用に向けての課題や展望についてお伺いします。

○藤井情報推進課長

皆さん、こんにちは。在宅勤務、リモートワークやオンライン会議の実施状況と今後の活用に向けての課題についてお答え申し上げます。

4月27日から実施された時差勤務と併せて、各種計画策定や例規改廃業務など、各課において洗い出した在宅勤務が可能な業務について、在宅勤務が可能となりました。

本市で想定した在宅勤務の形態は、所属長が命じた業務に使用する情報に限定し、所定の手続きを経て持ち帰り、自宅のパソコンで作業をすることです。自席の端末の持ち帰りや個人情報の持ち帰りについては禁止しております。

今後、在宅勤務、リモートワークを拡大していくためには、幾つかの課題がございますが、情報通信技術に関しましては、次の課題がございます。

まず、リモートアクセス特有のリスクとして、端末の盗難や紛失、ユーザーのなりすまし等がございます。これらへの対策として、端末に重要な情報を保持させないことや、端末をインターネットに接続させないことなどの対応を行う必要がございます。

国が示した地方公共団体におけるテレワークに係る留意事項についての資料によりますと、庁外から庁舎内のシステムネットワークに接続するには、インターネット経由ではなく、携帯通信事業者の携帯電話回線を使用した閉域SIMによる接続サービスを利用することや、厳格なユーザー認証を行うとともに、端末の仮想化等によるデータを保存できない仕組みを整備する必要があるところでございます。これらに対応するためには、多額のシステム整備が必要となります。

そのほかにも、庁内システムの不正利用やリモートワークを行う端末を市が貸与するのか、個人の端末を使用するのか、端末を貸与する場合には、端末の不正持ち出し、個人の端末を使用する場合の、その端末がウイルスに感染するリスクなどがございます。

いずれにいたしましても、リモートワークを実現するための情報通信技術の動向については、引き続き調査してまいりたいと考えております。

次に、オンライン会議でございますが、市長が出席された会議が3件ございます。4月20日に行われました、市長会会長として県知事へ新型コロナウイルス対策を要望した会議、5月12日に開催されました中国市長会、6月3日に開催されました全国市長会の3件でございます。

また、情報推進課が参加しております共同利用型クラウドシステムにおける毎月の定例会についても共同利用をしております5市町及びサービス提供事業者間で4月以降、オンライン会議により実施しているところです。

次に、オンライン会議の今後の活用に向けての課題でございますが、3点ございます。

1点目はオンライン会議が可能な端末が限られていることでございます。マイナン

バー制度の開始に伴い実施した情報セキュリティ強化策により、インターネットへ接続できる環境の端末へ、オンライン会議に必要な個別のアプリケーションをインストールすることが制限されております。そのため、現状は専用端末を別途用意することで対応しております。

2点目は、回線についてでございます。市内ネットワークからインターネット上のオンライン会議システムへの接続が制限されているため、別業務で使用しているモバイルルーターを使用し、インターネット上のオンライン会議システムへ接続しております。

このモバイルルーターには、月間の通信データ量に上限があるため、オンライン会議により通信データ量を消費してしまうことを懸念しております。

3点目は、オンライン会議システムの有償アカウントを有していないことです。本市が参加したオンライン会議は、いずれも主催者に招待される側であったため無償のアカウントでも参加可能でしたが、本市が主催者としてオンライン会議を開催する場合には、有償アカウントが必要となります。

当面は現状の機器や無償アカウントで対応いたしますが、オンライン会議の開催状況、特に本市が主催するオンライン会議の見通しなどを注視し、対応が困難となる見込みとなれば、インターネットの回線やオンライン会議システムの有償アカウントなどについて予算措置を講じることとしたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

今の条件の中で、様々な工夫をして実現、実行してみられたということは理解いたしました。

今後、積極的にという段になれば、それなりのお金をかけて準備をしなければならないという状況に関しては理解をさせていただきました。ありがとうございました。

○田邊委員

こんにちは。今、リモートワークの件は先行委員のほうで、大分、分かりましたけど、整備を進めていくことは、今後の検討課題ということでありますと。しかし、以前、クラウドについて質問したんですけど、カスタマイズができるかできないかという部分があったんですけど、今回、コロナによって、減免等、多くのシステムについて、いろいろな改修が必要となると思うんですけども、このシステム改修及びそういったカスタマイズの部分についての説明を、ちょっと教えてもらいたいなど、お願いします。

○藤井情報推進課長

新型コロナウイルス対策に伴い対応する共同利用型クラウドシステムに関連する業務についてのシステムの対応状況やクラウドでの対応についてお答えいたします。

まず、市税や介護保険料等の猶予や減免についてでございますが、これらの猶予、減免に当たっては、システム改修は不要であり、各制度の猶予減免制度を適用することで、各所管課において対応しているところです。

次に、各種給付金に対するシステムの対応状況をお答えいたします。

まず、国の事業である特別定額給付金でございますが、こちら、5月3日に申請書の作成機能に対する改修を実施し、5月17日に申請の受付、支給決定通知書の作成及び口座振込データを作成する機能、こちらの改修のほうを行い、現在、システム対応のほうは完了している状況です。

次に、国事業でございます子育て世帯臨時特別給付金でございますが、こちら5月中旬より対応を開始し、6月14日にシステム改修を完了しております。また、本市の独自事業でございます「おっぱい育児」応援給付金につきましても、同時に対応を完了しております。

これらの国事業に関わるシステム改修につきましては、共同利用型クラウドシステムを利用する5市町が、当該システムを利用する・しないを選択することが可能であり、また、改修時期につきましては、全市町共通となっております。

また、先ほど申しました市独自の事業であります「おっぱい育児」応援給付金のような市の独自事業につきましても、共同利用型クラウドでも対応ができるということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。独自にやるのも、そういったカスタマイズみたいなことができるということは理解しました。

そして、国のほうのやつは5市町で対応する、それでできるというところで、今、国から示されたものは、もう大体、対応したというところで、今後も随時出てくるとは思いますが、そういったときは、また早急にお願いします。その辺りのクラウドについては、もう完成の域にあるのかなとも思いますけれども、今後ともよろしくお願いします。

それでは、情報のほうはいいんですけど、シティプロモーションのほうで、ふるさと納税があるんですが、このふるさと納税で新型コロナ対策として、何かに使うためのパッケージ、これを設ける考えなどはあるんでしょうか、お願いします。

○佐々木企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

ふるさと納税につきましては、ふるさとチョイスというポータルサイトから本市の情報サイトを通じて手続をしていただく流れのほか、寄附金を直接振り込んでいただく場合もありまして、寄附者の利便性を高める制度を運用しております。

現在、新型コロナウイルス対応といたしましては、市内でも特に大きな影響がある観光関連の事業者を特集して、ポータルサイト内でPRをしておるところでございますが、委員が言われました寄附金を新型コロナウイルス対策に関する事業で活用することについては、寄附を希望される方が選択できるような選択のコースを設けることにつきましても、検討を進めているところでございます。

こうしたことにより、寄附を希望する方が迷わずに手続をできるよう、サイト運用に

努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。今までの実績で約 2,000 万円ぐらいですか、ふるさと納税で収入があるということなんで、そういったものを活用して、コロナ対策に使ってください。

あとは、財政を1点。

この新型コロナウイルスの影響で財政調整基金、これが減少したと思われます。本会議で市長が言われた、現在は 15 億 7,000 万円ということと言われたと思うんですけど、第3次行政改革大綱では、20 億円を目標とされておりました。

この3月議会では、6月補正で 20 億円達成するのではないかとということもありました。しかしながら、コロナでこんな状況になったので、今後の財政調整基金の残高の推移、これについてお願いしたいと思います。

○山岡財政課長

委員から、今後の財政調整基金残高推移の見込みという形の御質問をいただきました。

委員仰せのように、財政調整基金は新型コロナウイルス対策に伴い、5月補正、6月補正で3億 2,000 万円を取り崩し、また年度当初でも2億 3,600 万円の取り崩しを実施しております。

このため、年度当初から5億 5,000 万円程度減少していますが、委員お尋ねの財政調整基金残高の今後の推移につきましては、基金が減少している現在、何らかの形で積み増すタイミングがあれば積み増したいとは考えておりますが、委員、御承知のとおり、今後の新型コロナウイルス感染症の動向に左右される部分が大きいので、現在のところ推移をお示しするのは、困難だと考えているところでございます。

以上であります。

○田邊委員

分かりました。この補正予算書の5ページにも5億 5,000 万円が出ていますけど、5月と6月の補正で3億 2,000 万円の取り崩し、年度当初では2億 3,600 万円の取り崩しと、トータル、先ほどのこの数字、5億 5,000 万円の減少。今後、9月補正で、繰越しを幾ら財政調整基金に積むかということは理解しました。

平成 30 年7月豪雨でも7億円必要だったというところで、厳しい状況とは、私は十分思っております。その厳しい状況の中で、いかに市民を守るか、その防災拠点とかもあるんで、そういったものはやっていかなきゃいけないと私は思います。

今後、コロナについては第2波、第3波に備えて、また防災についても基金での対応ができる形をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○岸本委員

3点ほどございます。

山口県は6月17日に、村岡県知事が補正予算を発表いたしました。そのときに、財政調整基金が、県の財政調整基金が9億円まで減少した。光市より少なくなっていました。

そこで、県知事はこれからの課題として、財源の確保策が課題になったという発表をされましたんですけど、まだ本市は15億7,000万円ございますけど、これから、コロナ禍で第2波、第3波で使わなきゃいけない。万が一、財政調整基金が枯渇した場合、どのような財源確保に当たられるか、もし案がございましたらお願いいたします。

○山岡財政課長

委員からは、コロナ禍対策のため、財源確保を今後どのようにしていくかという趣旨の御質問をいただきました。

まず、委員御承知のとおり、災害時の財源調整を行う役割を果たす機能として財政調整基金がございます。これについては、現在15億円ありますので、しっかり活用していこうと考えているところでございます。

その他、一般質問でもお答えいたしました。新型コロナウイルス感染症により中止、あるいは先送りとなった事業の洗い出しを行い、財源が不足する場合は予算の組替え等も検討してまいります。

また、今年度、国が新たに制度を設けました地方税の徴収猶予債もございます。徴収猶予等による税収の減があった場合等は、こちらの起債も発行して、財源を確保していくところでございます。

以上であります。

○岸本委員

承知しました。

また、村岡県知事の記者発表でもう一つ、県はコロナ対策に注力するため、2017年度から5年間で取り組む行財政構造改革の一時凍結を決定したとありますが、本市におきましては、そういった凍結するような事案がありますでしょうか。

○山岡財政課長

委員より、県が行財政構造改革を一時凍結をしたが、本市も同様の事例があるかという趣旨の御質問をいただきました。

委員お示しのように、県においては、新型コロナウイルスに係る今後のさらなる感染拡大の防止や経済回復のために人的支援、財源を集中するため、行財政構造改革の取り組みの一時凍結を発表いたしました。

実際、その内容を見てみますと、新聞報道等でありましたように、公の施設の見直しについて感染症対策に集中するため、市町等の移管協議をこのたび中止するという発表でした。

その一方で事務事業等の見直しにつきましては、事業の優先順位を徹底し、見直しに

より捻出された財源を、新型コロナウイルス対策に重点的に配分するというふうにもされております。

まさに本市も、4月当初、市長により緊急度、優先順位等を踏まえた事業全般の再検討が指示されており、県と同様の対応に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○岸本委員

承知しました。

最後の質問です。今、本市は2つの大きな事業計画が進行中なんですけど、コロナ禍の影響で、もし合併特例債が活用できる期間内に、工事中止とかなんかによりまして、利用できる期間内に工事が完了しなかった場合、特例債の利用というのはできますんでしょうか、どうでしょうか。

○山岡財政課長

合併特例債の活用期限につきましては、これまでもお示ししておりますとおり、令和6年度同意分までとなっております、現時点ではそれ以降の活用はできないことになっております。

以上でございます。

○岸本委員

ありがとうございました。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

4 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 44 号 光市税条例の一部を改正する条例

説 明：杉本税務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第 45 号 光市都市計画税条例の一部を改正する条例

説 明：杉本税務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第 46 号 光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第 47 号 光市手数料条例の一部を改正する条例

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第 51 号 光市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

説 明：小田生活安全課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第 42 号 令和 2 年度光市一般会計補正予算（第 3 号）（市民部所管分）

説 明：高橋地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

質 疑

○田邊委員

新型コロナウイルス感染症に関連するものとして、国民健康保険税についての質問をします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険の被保険者においても、収入が減少している方がおられると思います。こうした状況に対応するため、国から国民健康保険税の減免について通知が出ていると思います。その概要と光市としての対応をお聞かせください。

以上です。

○中田市民課長

国民健康保険税の減免についてお答えさせていただきます。

委員仰せのとおり、減免につきましては、国から既に通知が出ております。

その概要ということで、まず減免の対象者でございますが、新型コロナウイルス感染

症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の世帯主と、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入や給与収入等が前年と比較して3割以上減少した場合としております。

続きまして、減免の対象となる保険税につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納付期限が設定されているものでございます。

最後に、市の対応でございますが、本市としましては、国が示した基準に基づき減免を実施いたします。

以上でございます。

○田邊委員

新型コロナウイルスの影響で、個人的に、そのコロナにかかった人と、それとまた、コロナの影響で生計がおぼつかない人、またそんな形で3割以上減額されたという人で、令和2年の2月1日から3月31日までということの概要は、おおむね理解しました。

その中で、少し確認させてほしいんですけど、今、言った2月1日から令和3年3月31日までの納付期限が設定されていたというところなんですけど、この間の保険税、また全て減免の対象ということか、そしてまた、中には、もう6月に国保の請求が来るんですけど、既に払ったと思われる方、気づかずに払ったと思われる方、その場合なのはどうかというところが、ちょっと心配なのでお願いします。

○中田市民課長

減免の対象期間でございますが、主たる生計維持者が亡くなった時期や収入が減少した時期、こうしたものに関わらず、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納付期限が設定されている保険税の全てが減免の対象になるということでございます。既にお支払いいただいている保険税につきましては、還付対応とさせていただきますこととしております。

以上でございます。

○田邊委員

還付対象ということで理解しましたが、このことについては、国からの財政支援あるのか、また、還付についてなかなか気づかないと思うので、気づいてもらいたいというところ、払ったものを戻してもらいたいというところ、こういったものを周知する手立てについて。まず1点は国からの財政支援があるかということと、そういった、私が今言った問題点の部分の周知が光市としてどういった形でやるのか、というところをお願いします。

○中田市民課長

まず、国からの財政支援でございますが、国が示す基準に基づいて減免を行った場合、その全額が国の特別調整交付金等で補填されることとなっております。

また周知方法でございますが、市ホームページ、こちらは既にアップ済みでございます。

す。あと広報紙、こちらは6月25日で周知する予定としております。

また、7月中旬には、8月1日から使用できる新しい国民健康保険の保険証を、全加入者に送付いたしますので、その保険証に同封するチラシの中でも周知いたします。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。国から特別に調整されるということと、周知の方法は25日付の広報に載せると。また、新しい保険者証の中に同封するという形で周知を図るということで分かりました。

コロナの影響がまだまだ続くと思うので、国保のほうも国のほうでいろいろな財政措置があることを、市民に早めに知らせてくださいということをお願いして、終わります。

○岸本委員

これ、コロナ禍の関係ではちょっとないんですけど、近隣の市町で、先日、固定資産税の間違いがあって、それを職員が分かっているながらそのままになってしまっているという事例が、近隣の市町であったと思いますんですけど、今年度は固定資産税の評価替えの年だったと思います。違いますかね。違いますか。

どちらにしても新年度が始まりまして、固定資産税について、市民からのそういった問題の提起というのはございましたでしょうか。計算間違いですね。

○杉本税務課長

今のところはございません。

○岸本委員

そうですか。間違いがないように、また間違いに気づいたならば、すぐ訂正していただきたいと思います。

以上です。

○仲山委員

各課で聞いております。新型コロナ感染症対策のため、予定されていた事業等について影響が出てくるものということでお伺いしております。

私が気になるものとして、2点ばかり聞かせていただこうかと思えます。

1つ目は、地域おこし協力隊の募集について、これは影響が当然ありそうだなと考えられます。いかがでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

地域おこし協力隊の募集に関してということでございますが、地域おこし協力隊につきましては、今年度の3月末まで、伊保木地域への本市第2期となる隊員募集を行ってまいりましたが、残念ながら応募はございませんでした。

委員、御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3月末の応募締切り以降、隊員募集を一時中断しておりますが、伊保木地域の方々からの隊員着任への強い思いを感じておりますことから、関係各所、それから地域の皆様とも協議の上、今後の募集時期等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

大変やりにくい時期がしばらく続くかと思えますけれども、粘り強く、その間にできることを、ちょっとアイデアを出し合いながら進めていただければと思います。

もう一点は、国民健康保険の特定健診、特定保健指導の受診率、実施率を向上させようというのがあったと思います。これについても影響が考えられますけれどもいかがでしょうか。

○中田市民課長

特定健診及び特定保健指導の実施に当たっての新型コロナウイルス感染症による影響についてでございますが、特定健診につきましては、今年度も例年どおり6月からの開始を予定しておりましたが、感染拡大のリスク等を踏まえて、光市医師会とも調整の上、現在、7月からの開始に向け準備を進めているところでございます。

また、特定保健指導につきましては、特定健診の結果に基づき行う指導ですので、秋口以降から取り組むこととなっております。

こうした状況でありますし、新型コロナウイルスに関しては、第2波、第3波も想定されますことから、現状では特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率への影響は不明でございます。

以上でございます。

○仲山委員

これは、今年だけの問題ではなくて、ずっと取り組んでいく課題だと思います。しっかりとお願いできたらと思います。

もう一点だけ、市民部のほうでお伺いしたいと思います。

新型コロナ感染症にかこつけた消費者トラブルといいますか、うそ電話詐欺みたいなものとか、いわゆる消費者トラブル、そういったものについて、随分心配されておりました。

給付金なんかに絡んでということが多かったかと思うんですけれども、光市においては、今、どんな状況であるか、お伺いできればと思います。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問の新型コロナ感染症に関する光市の消費生活センターへの相談等の件数は14件でございます。

内容といたしましては、マスクがありますという不審な広告メールや注文した覚えの

ないマスクが届いたなどの相談や、関連省庁を名乗り、氏名・性別などの個人情報を詐取しようとするメールが届いたなどの情報提供がございましたが、いずれも詐欺被害については聞いておりません。

以上です。

○仲山委員

具体的な被害が届けられているというわけではないということですね。ちょっと安心しました。件数も案外少なかったので、光はそれほどではなかったというところかと思えます。

今後、どういうことがあるか分かりませんので、引き続きよろしく願いいたします。
以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

5 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 54 号 光市防災指令拠点整備基本計画の策定について

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑

○岸本委員

8問ほど質問をさせていただきます。

第1問、この説明資料のほうの2ページ、1行目に風水害等あらゆる災害に対応できるとありますが、コロナ感染症も該当するのでしょうか。また、ほかの災害があれば教えていただきたい。

まずこれをお願いいたします。

○加川総務課長

御承知のとおり、防災指令拠点施設は、本市が地域防災計画に基づく災害対応を迅速かつ効果的に展開するために整備するものでございます。したがって、2ページにございます、地震をはじめ風水害等あらゆる災害、これは地域防災計画の前提であります地震、豪雨、洪水、高潮などの自然災害、こういったものを想定したものでございまして、コロナ禍はここでお示ししておる災害には含まれないということでございます。

以上でございます。

○岸本委員

了解しました。

次、2番目、29ページ、1行目に概算事業費、設計費、移設費等を除くとございますが、設計費、移設費用等の金額が大体でも分かっておりますらお示してください。

○加川総務課長

設計費、移設費等については、現時点でお示しするものが分からないために掲載はしておらないところでございますが、他市の事例や一般論に基づく大ざっぱな額として申し上げますと、設計については、基本設計、実施設計とございますが、基本設計が約2,500万円、実施設計が約3,500万円、それから移設費につきましては、移設内容によっても異なってはまいります、2,000万円程度、さらに今後、用地取得ということになれば、その費用が加わるという状況でございます。

以上でございます。

○岸本委員

了解しました。

次に、同じく29ページの2行目、社会情勢等により変動するとございますが、どの

ようなことを想定されていらっしゃるのでしょうか、教えていただけませんかでしょうか。

○加川総務課長

社会情勢の変化ということを一般的に、一般論として申し上げますと、例えば、大規模な自然災害とか好景気、不景気、それから紛争などの世界的な情勢の変化等というのが言われると思いますが、今時点ではこれを具体的に想定しているものはございません。以上でございます。

○岸本委員

了解しました。

次にまいります。国交省が5月25日に発表した新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた直接工事の取り扱いによりますと、新型コロナウイルス感染症の感染防止策に係る費用の適切な設計変更をするように通知がありましたが、ここにお示しの概算合計にこの費用は、対策費用は含まれていますか、教えてください。

○加川総務課長

整備のスケジュールについて、31ページにお示しはしておりますが、この防災指令拠点施設の整備工事につきましては、令和4年度及び5年度を予定をしております。その時点で新型コロナウイルス感染症の状況はどのようになっているか、その辺はわかりませんし、また先ほどの冒頭の説明でも申し上げましたが、具体的な金額は、設計時に算定することとしておりますので、現時点ではその辺りは踏まえておりません。

以上でございます。

○岸本委員

了解しました。

次の質問ですけど、コロナ禍で工期が延びた場合の費用負担というのはどのようになるのでしょうか。分かれば教えてください。

○加川総務課長

費用負担という辺りがどのような意味か、もう少し教えていただければと思います。

○岸本委員

建設費、受注者が被るのか、それとも発注者がその延期した費用を被るのかということでございます。

○加川総務課長

まだ施工業者も決まっておりませんし、どのような状況でどのような感じになるかというあたりも全く分からないので、現時点ではお答えができません。

以上でございます。

○岸本委員

了解しました。

最後の質問です。コロナ禍で工期が遅れ、合併特例債活用期限内に工事が完了しなかった場合、財源はどうされるのでしょうか。

○加川総務課長

市民の安全安心、それから財産を守るために早期完成ということで、今工期内に終わることを想定して作業は進めておりますが、仮にということで、終わらなかった場合は、特例債の延長がない限りは特例債の活用は難しくなるのではないかと考えております。

その場合は、他の財源等も含めて、改めて検討をすることになると思います。

以上でございます。

○小田総務部長

仮にということで、コロナでどうのこうのというのは別にして、期限が延びた場合ですけど、一番最後のスケジュール表にお示しをしておりますとおり、合併特例債は令和6年度が最終年度であります。令和5年度中の完成を目指しておりますことから、1年間の余裕があると。また、令和6年度中に仮に延びた場合には、1年間の猶予が通常あるというふうに理解をしております。

ただ、仮に完了しない場合は、合併特例債が使えませんので、だから急いで進めてくださいと、議会からも要請を受けているところであり、その旨、急いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岸本委員

了解しました。以上で終わります。

○木村委員

ちょっと1点だけ確認をさせてください。

総合防災情報システムということが、これ県内初ということで導入されるということで、大変期待しております。そうした中で、先週水曜日でしたか木曜日でしたか、防災行政無線のアラート、そういった訓練があったんですが、やっぱり生活雑音の中で聞こえないんですね、何をしゃべっているのか。そういったことが、情報発信において複数のメディアにワンオペレーションで情報を発信する機能ということで、タイムラグをなくすというのはよく分かるんですけど、例えば、市民の方にそういった情報発信をする中で、何かこれが機能するというようなものはありますでしょうか。

○小熊防災危機管理課長

防災行政無線の方なんですけれども、今現在、メール配信サービスであるとか、その

他の情報発信についてワンオペレーションでできない状態であります。今回の総合防災情報システムの中で、一般的な機能としてワンオペレーションでいうところを想定しているんですけども、これが導入されることで、最初に総務課長が説明しましたように、タイムラグがなくなるというところで大きなメリットがあるかというふうに考えております。

以上でございます。

○木村委員

タイムラグがなくなるということで、情報発信のスピード化につながるというふうに感じております。そうした中で、そうした聞こえない、分からないというものを少しでも無くして、多く市民の方に伝えていただけるような、そうした工夫をしていただけるように、今後、ぜひともよろしく申し上げます。

終わります。

○田邊委員

参考資料の 29 ページ、30 ページ、財源の辺りをちょっと質問します。

現状で、先ほどの設計費と移設費は別として、最高で7億 1,000 万円。今、これからやっていくよというところで、仮に7億 1,000 万円ということで私が計算した中では、最初の借入れが95%で6億円 7,450 万円の利子という計算なんですけど、トータル的に、今の借入れ金額に元金均等 20 年として0.2%で1,500 万円、最高で0.4%で3,000 万円なんで、トータルで7億 4,000 万円の事業というふうに私は思うんです。その中で、最終的に交付税措置が70%ということで、結局のところ、本市のこの事業に対する負担額は2億 1,300 万円という形と思われるんですが、これを20年の計算として1年当たり約1,000 万円、1年当たり約1,000 万円で市民の安全が買えると。そして、本市の会計年度の予算は約200 億円として、計算上では1年で約2,000 分の1の投資という形、こういう考えでよろしいんでしょうか、大体のところ。ざっと。

○加川総務課長

仕組みにつきましては、今委員さんが申されたとおりでございますが、7億 1,000 万円ということで想定した場合でありましても、実際にはこの7億 1,000 万円が全てその特例債の対象になるかといったらそうではない。一部、軽微な備品等については、対象外となりますので、そういったものを除いて、ざっくりと計算をしたら、おおむね一般財源の実質的な持ち出しは2億5、6千万円くらいとなります。それを今の委員さんの理屈でということになります。

以上でございます。

○田邊委員

だから、本市の約200 億円とかそういったレベルの予算で、その中で20 年均等でそれだけの利息という形で、それだけの予算で市民の安心安全のために使うとなると、こ

れは十分な計画だと、私は思います。

実際、これは過剰な投資とかそういったものには入らないと、この合併特例債も使い、私の意見ですけどね、それはここで思います。

だから、ざっとそういったものを計算した上で討論しないと、やっぱり分からないと思うんです。そのあたりのことは、大体そういった形でいいというところで、分かりました。僕としては、ぜひとも早めに、前倒しで1年でも早かったら早いほうがいい、災害がいつ来るかわからないんで、よろしくお願いします。

○林委員

1点お尋ねをいたします。今の基本計画の説明資料の17ページでございますが、規模がここに示されております。現状の防災危機管理課の執務室の広さと所管の人数等々、また緊急時の対応はどのようにされているのか、お伺いをしたいと思っております。よろしくお願いします。

○加川総務課長

まず、現状の防災危機管理課の執務室でございますが、面積にして約20m²でございます。

現在は、課長以下5人の職員を配置しております。災害時には総務課等からも応援要員が駆けつける状況でございますが、今座るところもない中、非常に活動スペースが狭隘な状況でございます。

このため、防災指令拠点施設の整備に当たりましては、14ページの一番下に防災危機管理課執務室の整備の考え方をお示ししておりますけれども、災害時には災害警戒本部長の在籍及び他部署からの応援要員の参集も想定ということで、この辺りも踏まえまして、面積については50から60m²程度、これを想定しているところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。今想定の面積の3分の1ぐらいの広さしかなくて、やっぱり緊急時の対応が大変であることもよく知りました。とても狭いスペースになるので、業務は大変であることも分かりました。年々、脅威を増す自然災害、私どもも2年前の経験がありました。そのような有事の際、防災指令拠点施設の重要性、活動のスペースの確保等々整備が必要不可欠であることを、改めて、ただいま詳細に説明をいただきましてわかりました。

改めて、活動スペースの確認ができて、私は早期の防災指令拠点施設の整備を進めていただくことを重ねて、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

終わります。

討 論

○岸本委員

私は、この計画を当初賛成しておりました。一般質問でも述べさせていただきましたが、このコロナ禍で社会情勢が大きく変わりました。そこで、反対に転じたわけでございます。

私は、この計画に反対しているのではなく、この計画を今進めていくことは、非常にリスクが高いと思うからです。一旦、計画を凍結して、リスクがなくなった時点で再スタートすべきだと考えております。

理由といたしまして、2点ございます。1点目は、コロナ禍で公共工事の一時中止が相次いでいるからです。

御説明いたしますと、国交省の発表資料から建設業界でも新型コロナの影響は甚大、公共工事一時中止の申込み件数は250件にという見出しがございまして、国が直轄する公共工事における一時中止などの申し出状況は、3月5日時点で約200件、3月16日時点で約50件、4月10日時点で約100件、4月16日時点で約200件、4月23日時点で約250件となっています。工事の遅れが非常に心配されております。

2点目は、何らかの社会情勢等により合併特例債が利用できなくなる可能性があることです。

御説明いたしますと、今2つの事業計画が進行しております。仮に2つの総事業費を45億円として全て合併特例債を活用して行くと仮定しましょう。そして、償還期間を20年、利息を年0.5%と設定して、1年間の償還金額を計算しますと約8,000万円になります。

万が一、工事の遅れで合併特例債が活用できなくなったりして全て一般会計から償還するようになった場合は、年間約2億4,000万円の償還金額になります。

私は、3月議会でいろいろな財務諸表数値を上げて、本市の財政状況を説明させていただきました。万が一、合併特例債が活用できなければ財政は逼迫した状況に陥るでしょう。コロナ禍で全く先が読めないときに、リスクを冒してまでも計画を進めていくことは、本市のため、市民のためにならないと考えます。どうか皆さん、本計画の凍結をお願い申し上げます。

以上です。

○笹井委員長

岸本委員、今の討論は反対討論ということでよろしいでしょうか。

○岸本委員

はい。

○中本委員

それでは、防災指令拠点施設について、賛成の立場で、賛成の討論をいたしたいと思っております。

平成30年の7月の豪雨、北日本に停滞しておりました前線が南下をいたしまして、

台風7号を含めて北上をいたし、熱帯低気圧に変わって全国的な範囲で大きな大雨となりました。光市では7月5日から8日にかけて総雨量456mm、最大532名の避難所へ避難されました。

今までにかつてない豪雨であり、島田川流域をはじめ市内各地で甚大な被害が発生いたしましたことは、私は災害を受けた者として、災害を受けましたので、その立場で状況がよく分かっておりますので、この防災指令拠点施設については、一刻も早く建設され、そして市民の安心安全のために防災指令拠点施設を整備すべきだというふうに考えます。

前回の防災の中で、市民の皆さん方を含め、そして職員の皆さんが総力を挙げて災害の対応を行っていただきました。こういった対応の中で見えてきた課題が、このたびの災害で得た教訓をしっかりと次の災害に備えとして生かすために、災害対応に係る検証を行いました。その結果が、防災体制を構築して市民の安心安全を守るための災害対応力にしなければならないということでもあります。

ぜひこの防災指令拠点施設を早く立ち上げ、あるいは完成をしながら、市民の安心、安全のためにしっかりやっていただきたいということをお願いをしまして、討論といたします。

以上で終わります。

○森重委員

賛成の立場から討論をいたします。

いろいろ御心配もありますが、将来的なことは本当に誰も分かりませんので、特に今回、こういうコロナ禍の中で、何がどうなのかということをやっぱり明確に打ち出してくるということは、本当に難しいことというふうに思います。

特に財政的な面も、やはり今後、またこの夏の災害、こういうことでどういうふうなものが起きてくるかも分かりませんが、一番問題なのは、今、光市にとって、もし災害があった場合、市民を守る最低限の、最小限の基盤が光市にないということが一番の問題なのであって、これはもういち早く、何をさておいてもやっぱり進めていくということが一番大切だというふうに思います。

どこの自治体でもやはり耐震化がある庁舎のもとでいろいろやっていますが、うちはないということで、そこをどういうふうに補い、どういうふうに対応していくかということを考えますと、やはり全体的に考えまして、これはやっぱり進めていくという方向性が今やるべきことだというふうに思ひまして、賛成の立場で討論をします。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第42号 令和2年度光市一般会計補正予算（第3号）（総務部・消防担当

部所管分)

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

8 ページの選挙費のところ、この消耗品費、新型コロナウイルス感染症に対する対策のためということもお話に出ておりましたので、ここで聞かせていただきます。

選挙における新型コロナウイルス感染症に対してどのような対策を講じることになるのか、お伺いいたします。

○松村選挙管理委員会事務局長

それでは、新型コロナウイルス感染症への対策についてですが、期日前投票所、当日の投票所につきましては、投票所の出入り口にアルコール消毒液を設置する、投票に来られた方と事務従事者の間にパーテーションを設置する、投票記載台を定期的に消毒する、投票用紙記入用の筆記用具の持ち込みができることを周知する、また持って来られなかった方に対しては使い捨て鉛筆を配付する、事務従事者、立会人はマスクを着用する、事務従事者はビニール手袋を着用する、会場の窓を一定時間おきに開けるなど換気に努める、記載台の間隔を広く取る、選挙人に受付で前後の間隔を広く取るよう呼びかける、マスクの着用を呼びかける、当日投票所の混雑防止のため、期日前投票の特に前半の利用を呼びかける、また、張り紙などにより選挙人に咳エチケットや手洗いについての注意喚起などを行いたいと考えております。

また、開票所につきましては、開票所の出入り口に消毒液を設置する、事務従事者、選挙長、立会人等はマスク、ビニール手袋を着用する、会場の窓を一定時間おきに開けるなど換気に努める、特に、事務従事者について密にならないよう、開披台の数を増やすなどし、作業場所の間隔を広く取る、作業中には目や鼻、口に手で触れないよう、終了後には手洗いやアルコール消毒を行うよう、事前に周知を行いたいと考えております。また、参観人やマスクミにマスク着用、咳エチケットや帰宅後の手洗い、うがいなどについての呼びかけを行いたいと考えております。

以上が現時点で考えている主な対策ですが、今後状況を見ながらこれらの実施の要否や、さらに必要に応じて対策を加えるなど、対応をしたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

今ありましたように、警戒レベルによって対応というのは変わってくるかと思えます。その対応もよろしくお伺いいたします。

今ありました、市民への周知が必要な事柄があるかと思えます。市民への周知についてはどのようにお考えかお伺いします。

○松村選挙管理委員会事務局長

市民への周知につきましては、まず1点はホームページに掲載をしたいと考えております。また、市の広報でありますとか、あと選挙公報、これの余白等が生じた際には、そのスペースを利用して周知のほうを図りたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

わかりました。しっかりと周知のほう、努めていただきたいと思います。

こういう状況ですので、投票を自粛するというようなことが起こると非常に残念であります。極力避けたいところではあるんですけども、この点についてはどのようにお考えになっているかお尋ねします。

○松村選挙管理委員会事務局長

投票の自粛に対してですが、選挙管理委員会としましては、投票所における新型コロナウイルス対策を十分に行うことにより、有権者が安心して投票所に来ていただけるよう努めたいと考えております。

また、投票所における新型コロナウイルス対策の内容につきまして周知を図りたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

ぜひ自粛をするという気持ちも皆さん生じるようなところもあるかと思っておりますけれども、ぜひとも投票行動につながるよう、働きかけをお願いします。

あと1点、新聞報道で、先日行われた周南市議会選挙において、高齢者施設の入所者が新型コロナウイルス感染症防止対策のため外出を制限され投票できないということがあったと伝えられておりました。本年秋、選挙のある光市におきましても考えておかなければならないことであります。

基本的な権利の行使を保障することは当然のことですので、本市ではそのようなことが起こらないように対策しておきたいと考えます。当局のお考えをお伺いします。

また、周南のような高齢者施設以外にも投票が非常に困難となるケースがほかにも想定されているかと思っております。その辺りについてもお願いいたします。

○松村選挙管理委員会事務局長

高齢者施設の中でも老人ホーム等で、不在者投票のできる施設に指定されている施設に入所されている方につきましては、その施設内において不在者投票を行うことができますが、指定されていない施設に入所されている方につきましては、介護保険の要介護度が5や身体障害者手帳の両下肢、体幹、移動機能の障害が1級、2級等一定の要件に該当されておられれば、郵便等投票証明書の交付手続をされた上で、施設内から郵便により投票することができます。しかし、その他の入所者につきましては、現在のところ

期日前投票所、または当日の投票所において投票していただくことになります。

新型コロナウイルスへの感染が懸念される中で、施設におかれましても入所者と家族の面会を禁止されるなどの対応もあるかと思いますが、政府は感染症への予防対策をした上で積極的な投票参加をするよう呼びかけたり、選挙は不要不急の外出には当たらないといった見解も示しております。

こうしたことから、選挙管理委員会としましても、有権者の皆様に安心して投票していただけるよう、投票所における感染症対策を行い、対策の内容につきましても周知を図りたいと考えております。

また、高齢者施設以外の投票が困難となるケースにつきましては、病院等に入院中の方についても同様のことがあると考えられます。

病床数の少ない病院等につきましては、不在者投票のできる施設に指定されていない病院等がありますので、そこに入院中の方につきましては、先ほどの高齢者施設と同様の対応になるかと考えております。

以上です。

○仲山委員

わかりました。

確認させていただきたいのが、市によっては、施設を巡回する対象を今までの人数による以外にも対応があるような話も聞いたりするんですけれども、光市の場合にはどうなんですかね。

○松村選挙管理委員会事務局長

移動期日前投票所のことかと思うんですけれども、この移動期日前投票所の開設につきましては、多くのところで投票所の統廃合とかに伴いまして、投票所がなくなる地域の投票機会の確保ということで、そういったものを開設されているケースが多いように思います。

光市におきましても、現時点ではそういった投票所の統廃合を行うようなときに、その代替措置として移動期日前投票所を導入するか、そういった辺りをまた検討したいと考えております。

○仲山委員

新型コロナウイルス感染症対策というところで、なかなかこれまでとは状況が違うと思いますので、どういった制度や仕組みがそれに向くのかわかりませんが、少しでもこぼれることがないようにお願いしたいと思います。

あと郵便のほうに関しても、介護度のほうで5でしたっけ。それから障害のほうの1級、2級というようなことがあります。この辺りもその境目をたまたま引いてはありますけれども、そこにかかってなくても、なかなか難しい方もいらっしゃるというような話も聞きます。その辺りもぜひとも今回の場合には、ちょっと特別なケースかと思いますが、少し対応を考えていただければと思います。

以上で質問を終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲山委員

大きく4点ほどお願いしたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の影響の中で、予定されていた事業について中止や延期、また進め方を考えざるを得ないものが出てきているかと思っています。どのような状況か伺いしたいと思います。

職員研修及び県の防災訓練、この辺りが大きなところで私が気になっているところなんですけれども、いかがでしょうか。

○久山総務課人材育成・女性活躍推進担当課長

新型コロナウイルス対策による職員研修への影響についてお答えをいたします。

本市における職員研修につきましては、山口県ひとづくり財団が主催する研修と独自で行うものに大別できます。

まず、山口県ひとづくり財団主催の研修につきましては、主に新規採用職員研修や階層別研修など、他の市町との合同研修などを実施しておりますが、合同研修という性質上、年度当初より中止や市としての判断で見送ったものが新規採用職員研修を初め11課程、対象職員数は26人でございます。また、延期となったものが、危機管理実務講座など2過程で、対象職員数は2人でございます。

なお、山口県人づくり財団主催の研修につきましては、7月14日から一部縮小の上、再開をすることとしております。

次に、独自研修につきましては、中止をしたものが業務改善研修と職員バレーン事業の2課程で、対象職員数は約60人、延期をしたものが公務員倫理研修とハラスメント防止研修の2課程で、対象職員数は23人、対象者を必要最小限に限定したものが防災研修で、対象職員を60人から45人に、対象職員を限定し、かつオンラインで実施をしようとしているものが、人事評価制度評価者研修で対象職員を60人から15人に、内部講師で対応しようとするものがメンタルヘルス・ラインケア研修とあいさポーター研修の2課程で、対象職員は23人、以上となっております。

研修の状況は以上でございますが、これらは新型コロナウイルス感染症の影響により、中止などとしたものです。特に独自研修につきましては、市民の感染防止対策や特別定額給付金、市内事業所への支援などに取り組むため中止などとしたものでございまして、市としましては、引き続き全庁を挙げて対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小熊防災危機管理課長

それでは、県の総合防災訓練についてお答えをさせていただければと思います。

県の総合防災訓練につきましては、県民局単位の持ち回りで開催されておりました、今年度、周南地域での開催ということで、5月31日に周南市をメイン会場、下松市、光市をサブ会場として各会場において実働訓練等を実施する予定でございました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、当面延期ということになっているところでございます。

今後につきましては、県から改めて協議をしたいということをお伺いしておりますので、現時点では未定ということでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。研修のほうですけれども、本来予定していた研修、できるだけ実行しようとされている様子、分かりました。ただ、やはり実行できなかった研修の分に関しましては、何らかの形で補うこと、当然今もされていると思いますけれども、しっかりとやっていただければと思います。

県の防災訓練に関しては延期ということでは了解いたしました。

次に、一般質問の補足で1点だけ聞かせていただきます。避難所等で必要なものの備蓄物、備蓄に関してですけれども、内容については御回答いただきました。充足状況というか、どの程度の量を備蓄できているかということについてお伺いしたいと思います。

○小熊防災危機管理課長

避難所での感染症対策について充足状況ということでございますので、具体的な数量で申し上げますと、非接触式体温計、それから1L入り消毒液、液体ハンドソープ、スプレーボトルを各15、それから飛沫防止用パーテーション、フェイスシールド、ビニールテープ、布テープを各30、それから使い捨てビニール手袋3,000枚、クリップ式鉛筆1,000本、10L入りの予備用消毒液3本、マスク6,200枚、トイレ用洗剤5本、ビニール合羽8着、段ボールベッド10台、間仕切り用段ボール90枚、物品収納用ケース11個を確保しております。

このほかにも避難所の状況に応じて関係所管が所有している物品を活用するように調整しておりますし、長期化した際には災害時の支援協定を締結している事業者等より調達をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲山委員

各所に必要数程度準備できている様子は分かりました。ありがとうございました。

次にまいります。市も、市役所と言いますか、これも事業所ですので、様々な感染防

止策を実施して、これまで感染者を出さずに来ていたところだというふうに思いますけれども、万が一、職員に感染者が発生した場合の対処についてお伺いします。

○加川総務課長

職員に感染者が出た場合でございますが、感染した職員、それから濃厚接触者等として保健所から自宅待機等の要請が出た職員に対しましては、医師等の許可が出るまで特別休暇を取得させると、そのような対応を取ることになります。

このため、例えば、係内の全ての職員が感染症または濃厚接触者等となった場合、御存じのとおり、行政サービスの提供に影響を及ぼすことが想定されますことから、このたび総務課におきまして、過去 10 年間の各係の在籍者、すなわち業務経験者、これを抽出したリストを作成いたしました。今後は職員に感染症が出た場合であっても、このリストに基づく職員応援体制により行政サービスを継続的に提供することができる体制、これを確立してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

感染だけでなく濃厚接触者も同様の対応ということも理解しました。業務の継続について、大変いい方法だと思います。経験者のリストを作っていたらいいということ。

職員そのものもそうなんですけれども、職員の家族に感染者が発生したという場合はどうなんでしょうか。

○加川総務課長

職員の家族が感染者の場合は、保健所等の指示に基づき、職員も濃厚接触者ということになれば当然特別休暇の対象となりますので、休暇を取得させるようになろうかと思えますし、その辺の安全が確認できるまでは自宅で待機という感じになると考えております。

以上でございます。

○仲山委員

そうですね。御家族に出れば本人は濃厚接触者ということになりますね。分かりました。

次、職員の健康管理のことです。このコロナ関連の対策はこれからまた過酷な状況もやってくるかもしれません。全体としても長期にわたると考えられます。職員が心身共に健康であってこそ行政が十分に機能を果たせるものだと考えておりますので、一昨年豪雨災害のときにも懸念されておりましたけれども、過労やストレスなどで職員の健康を損ねかねないというような状況も招くかもしれません。そのときに感染症対策だけではなく、心あるいは体のケアについても対応が必要になってくると考えられます。その辺りについての考えをお伺いします。

○加川総務課長

職員の健康管理ということでございますが、現在、月1回メンタルヘルス事業を実施しております。これは、自ら希望する職員おりますし、時間外が多いとか異動等で環境が変わったということで、総務課が指名する場合がありますし、こういった職員を対象に実施しておりますが、臨床心理士による個人面談方式でのカウンセリングでございます。こういったことにより、職員の心と体の不調、これの未然防止に努めているところでございます。

このほか、職員のワーク・ライフ・バランスを実現するために計画年休の取得、これにも取り組んでおりますが、引き続きこういった取り組みを実施することによって、職員の心身のリフレッシュに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲山委員

今伺いました。所内でできるだけ注意深くお互いにチェックをするような形で、体調不良が起きているような様子があれば、ぜひケアのほうに回っていただくように、その点で遠慮とかいうことがないように進めていただければと思います。

あと、妊産婦を初め負担の増加が悪影響を及ぼすことが懸念される職員というようなのもあるかと思えます。その辺への配慮もしっかりとお願いしておきたいと思えます。

以上です。

○林委員

女性活躍推進に関する質問をさせていただきます。

女性が活躍するための組織の変革をと、今年度4月1日に光市初めての人材育成・女性活躍推進担当課が新設され、課長が就任されました。光市役所においても女性の活躍が加速化するものと考えます。

そこで、女性が活躍するためにはどのような方策が効果的で、今後どのように進めていこうとお考えかお尋ねいたします。

○久山総務課人材育成・女性活躍推進担当課長

女性が活躍するための効果的な方策、それから今後の取組みについてお尋ねいただきましたので、お答えをいたします。

女性活躍の取組みにつきましては、これまでも多様な部署への配属による活躍の場の拡大を初め、女性を中心としたチームによる接遇マニュアルや行動指針の作成など、推進のための取組みを展開してきたところでございます。

しかしながら、昨年度実施した職員へのアンケートでは、女性職員の市政への積極的な参加について意識が低いという結果になり、大きな課題と考えております。

委員からは、効果的な方策との御質問をいただきましたが、仕事と家庭が両立できる働きやすい職場環境の整備、業務負担や責任の重さに見合った処遇面での改善、ロールモデルとなる女性管理職の増加を図ることなどが想定されますが、まずは男女を問わず徹底した意識改革が最も重要であると考えております。

もとより、一つの取組みで成果が上がるとは考えておりませんので、あらゆる角度からの対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、今後の取組みについてですが、今年度から2か年で人材育成も含めた計画を策定する予定としております。現在、策定方針や体制、スケジュールに係る基本スキームなどを設計しているところでございますが、現状、新型コロナウイルス感染症対応もあり、遅れ気味となっております。

策定に当たってのポイントについて申し上げますと、策定過程を通じて意識変革に資するため、女性を中心とするチームを組織することで自らが変革の中心となる人材の発掘と育成を図ることと考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。アンケートで意識が低かったということもお示しいただき、また、処遇面の改善、意識改革、そして2年間の人材育成のお取り組みを今後行っていくということもお示しいただきました。

私も同じ女性という立場から、女性職員の活躍を期待しているところであります。今後、いろんな角度からの視点で思いやりと勇気を持って築いていくことが多くあることと思います。

多くの女性が生き生きと輝いて活躍する姿を見るのが楽しみであります。女性の職員だけで、女性はもちろんですけど、多くの、先ほども示されましたけれど、男性職員の声もお聞きしながらしっかりと取り組んでいただくことを、心から応援しております。よろしく願いいたします。

終わります。

○田邊委員

緊急事態宣言、コロナによってあったんですけど、市役所の時差出勤の所で気づいた部分、時差出勤によって気づいた部分、そういったものがあれば、ここで聞きたいというところでお願いします。

○加川総務課長

時差出勤を4月の27日から5月31日まで実施をいたしました。早出6時から14時30分、遅出が12時から20時30分ということで、職員が重なる時間が12時から14時30分までの2時間半になったということで、密を避けるという意味では効果があったと思いますが、逆に様々な協議をしたりそういったところの時間の確保が難しいというような課題もございました。

当然、特別職は通常で勤務しておりますので、市長、副市長と協議、こういったところで特に時間調整を要したというところが少し課題としてはあったというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

総務所管のほうでいろいろなこういったイレギュラーのときの対応は迅速に行って、よりよい職場づくりを今後もお願いします。

以上です。